

## 三世代同居・近居推進事業

## 社会福祉課・高齢介護課・市民生活課・こども課・生涯学習・スポーツ課

"地域性"を生かしながら豊かな持続力ある社会づくりや、次世代への文化等の継承を図るため、家庭内での子育てや高齢者介護など、世代間で支え合う機能が期待される「三世代同居の推進」を人口対策事業として積極的に取り組んでいます。この事業の「三世代同居」とは…

三世代以上が同一敷地内または隣接する敷地に居住している状態

ただし、下記事業のうち1、4~6は、<u>近居【三世代以上が同一の自治振興会の区域内(庄東小学校と庄川小学校の通学区域にあっては、それぞれの通学区域内)または市内で直線距離500mの範囲内に居住している状態</u>を含みます。

※下記事業のうち8、9については、居住要件はありません。

	事業名担当部署	補助内容	要件	補助対象等
1	三世代子育て 応援給付金 給付事業 (となみっ子 にっこり子育て プロジェクト) 〈こども課〉	最大10万円(1人につき1 回限り) 入所(入園)時点からさかのぼって 右記の条件を、 3年以上満たす 10万円 2年以上3年未満満たす 6万円 1年以上2年未満満たす 2万円	同居・近居	生まれてから保育所等を利用(広域入所を含む)していない子どもをもつ保護者子どもが満3歳(4月1日時点)までの期間に次の条件を満たす ①三世代同居をしている ②砺波市に住所を有する(三世代同居の定義に準じた住所)
2	高齢者ちょっと ねぎらい事業 〈社会福祉課〉	1万円(上限) ・宿泊・飲食料金(各種税含む)が対象 ・利用額が1万円未満の場合は実費額 ・市内宿泊施設の利用に限る 砺波市ホテル旅館組合加盟施設 庄川峡観光協同組合加盟施設	同居	次の条件の方 ①三世代同居をしている ②満75歳以上で5歳毎の節目の年齢を迎える ・節目は75歳、80歳、85歳…と5歳刻み・要介護認定4・5の方は対象外 ・年度内に対象となる方は誕生日前でも申請・利用が可能(事前申請が必要)
3	介護者も ちょっと一息事業 〈高齢介護課〉	介護保険制度のショートステイ(短期 入所生活介護)の自己負担額を助成 ・滞在費、食費、日常生活費を除く ・1回の利用につき2泊3日以内 (年間最大6回まで)	同居	次の条件の方 ①三世代同居をしている ②要介護認定4以上で65歳以上の在宅高 齢者 ③ショートステイは次の施設を利用すること (いずれも市内に限る) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介 護事業所
4	移住・定住 引越し支援事業 〈市民生活課〉	(となみ暮らし応援プロジェクト参照)	同居・近居	(となみ暮らし応援プロジェクト参照)
5	三世代同居· 近居住宅支援 事業 〈都市整備課〉	(となみ暮らし応援プロジェクト参照)	同居・近居	(となみ暮らし応援プロジェクト参照)



	事業名 担当部署	補助内容	要件	補助対象等
6	定住促進 空き家利活用 補助金 (砺波型サス ティナブル住 宅重点支援) 〈市民生活課〉	三世代同居 改修等経費の3/4(上限287.3万円) 三世代近居 改修等経費の3/4(上限187.3万円) ※三世代同居対象外でも、改修等経費 の1/2 (上限137.3万円) まで補助	同居・近居	三世代同居・近居するために実施する 改修等経費(①~⑤の条件を満たすも の) ①工事完了後、三世代同居・近居であ る ②空き家情報バンク経由で購入した住 宅 ③10年以上居住すること ④申請者および対象住宅のいずれも が、過去にこの補助金の交付を受け ていない ⑤三世代同居・近居住宅支援事業、 住宅取得支援補助金の交付を受ける者 を除く
7	孫とお出かけ 支援事業 〈市民生活課〉	入館料等無料 県内15市町村の連携事業 砺波市4施設 【市内の対象施設】 チューリップ四季彩館、砺波市美術館、と なみ散居村ミュージアム(民具館)、出町 子供歌舞伎曳山会館	なし	44 N4
8	三世代交流 ふれあい事業 〈生涯学習・スポーツ課〉	補助対象経費の100% ※食糧費は補助対象外 (1事業当たり上限2万円)	なし	

